

地方公共団体の危機管理に関する懇談会  
【第12回会合】

日時：平成19年7月23日（月）  
14時00分～  
場所：全国町村会館 2階ホール

配 付 資 料

- 資料1 国民保護関係の運用マニュアルの整備について（内閣官房）
- 資料2 市町村における国民保護計画の作成状況について（消防庁）
- 資料3 国民保護訓練について（内閣官房）
- 資料4 「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」の開催について（消防庁）
- 資料5 避難施設についての調査・研究（消防庁）

## 国民保護関係の運用マニュアルの整備について

内閣官房

平成 19 年 7 月

国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の  
在り方について（平成 19 年 4 月 9 日）

内閣官房

平成 19 年 7 月

地方公共団体を含む関係機関（消防、警察、自衛隊等）は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）に規定する武力攻撃事態等又は緊急対処事態（以下この文書において「事態」という。）においては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）の定めるところにより、相互に連携して国民保護措置（緊急対処事態にあつては、緊急対処保護措置をいう。以下同じ。）を実施し、国民の生命、身体及び財産を保護することとされている。こうした活動において複数の関係機関が同一の現場において円滑に連携するためには、現地で活動する各関係機関が互いに活動内容を調整したり、各関係機関が有する情報を共有することが不可欠である。

本文書は、対策本部、都道府県対策本部及び市町村対策本部の方針に沿って国民保護措置を実施する関係機関の現場における連絡調整を図るために設置される現地調整所の標準的なモデルを下記のとおり示し、関係機関の的確かつ迅速な対処に資することを目的とする。また、本文書は、事態が認定される前の関係機関による避難誘導、被災者の救助等の活動にも活用されることを念頭に置いている。

※ 本文書における用語の意義は、特段の規定のない限り、事態対処法、国民保護法又は国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）の定めるところによる。

## 記

### 第1章 基本方針

国民保護措置を実施する現地関係機関（注1）は、基本指針第1章「4 関係機関相互の連携協力の確保」の規定を踏まえ、相互に緊密な連携を図り、もって国民の生命、身体及び財産を保護するものとする。

注1)「現地関係機関」とは、市町村、都道府県、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。

### 第2章 現地調整所の活動等

#### 第1節 現地調整所の性格

現地調整所とは、現地関係機関が制約された時間の中で集約的に行う必要がある措置について、それぞれに与えられた役割の範囲内で活動内容の調整や情報共有を行うために、個々の現場に設けるものである。

#### 第2節 現地調整所の設置

1 地方公共団体（国民保護措置が実施される区域を管轄する市町村又は都道

府県をいう。以下同じ。)は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現場で活動する関係機関が連絡調整を図る場(以下「現地調整所」という。)を迅速に設置するものとする(注2)。

注2)なお、現地調整所を速やかに設置する必要がある場合に地方公共団体以外の現地関係機関が現地調整所を設置したときは、地方公共団体は、当該現地調整所に職員を参画させ、関係機関による円滑な連携が図られるよう、積極的に連絡調整に当たらせることが必要である。

2 現地調整所は、災害(武力攻撃事態においては、武力攻撃災害を、緊急対処事態においては、緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。)の規模、災害の影響を受ける区域の範囲等を勘案して、市町村又は都道府県のうち、最も適切に対処し得る団体(注3)により設置されるものとする。

注3)市町村が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が市町村の区域を越えて実施される場合等には、都道府県知事が設置することが想定される。

3 現地調整所は、各現地関係機関の現場における活動を行う上で適した場所に設置されるものとする。地方公共団体は、現場活動との一体性、現地関係機関の利便性、安全性等を考慮して、現地調整所の設置場所を決定するものとする。また、現地調整所には、現場で活動する職員が視認しやすいように、現地調整所の表示を掲げるものとする。

### 第3節 現地調整所の活動

#### 1 現地調整所の運営

現地調整所の運営(注4)は、原則として現地調整所を設置した地方公共団体の職員が、他の現地関係機関の協力を得て行う(注5)ものとする。現地関係機関の各代表者は、活動内容の確認等及び情報の共有を行うために、随時参集し、協議を行うものとする。

注4)「運営」とは、会議の開催等の各現地関係機関の間の連絡調整に係る事務を行うことを意味する。

注5)都道府県知事が現地調整所を設置する場合には、対応の困難性、災害の重大性、市町村の区域を超えた広域的観点等に対応して、円滑な国民保護措置が行われるよう留意する必要がある。

#### 2 活動内容に関する確認等

現地調整所に派遣された現地関係機関の各代表者は、各機関の機能や能力

(人員、装備等)に応じて効果的な活動が行われるよう、活動内容の確認及び調整を行うものとする。

確認及び調整を行う活動の例としては、以下のものが考えられる。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 消防活動
- ・ 被災者の救援（医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ・ 汚染原因物質の除去又は除染
- ・ 警戒区域の設定、交通の規制
- ・ 応急の復旧
- ・ 広報

### 3 情報共有

各現地関係機関は、現地調整所を構成する他の機関に対して、適時適切に情報を提供するものとする。特に、住民及び現地関係機関の職員の生命又は身体の安全確保に関する情報については、できる限り迅速に共有することとする。各現地関係機関は、現地調整所を通じて入手した最新の情報を、所属する機関の職員に速やかに伝達するとともに、その保全に努めるものとする。

現地調整所において共有する情報の例としては、以下のものが考えられる。

#### ア 現地関係機関の活動に関する情報

- ・ 現地関係機関の部隊等の編成状況（人員数等）
- ・ 現地関係機関の活動状況（作業の進捗状況等）

#### イ 災害に関する情報

- ・ 攻撃による被害の状況（火災の状況等）
- ・ 交通に関する情報（道路、線路、橋等の破損状況、交通規制の状況等）
- ・ 二次災害の状況（危険性に係る情報を含む）
- ・ 有毒物質の有無や大気中の放射線又は放射性物質の量

#### ウ 住民に関する情報

- ・ 被災者の数、負傷者等の状況
- ・ 住民の避難状況、避難施設の状況
- ・ 住民の安否に関する情報

#### エ 活動の安全を確保するために必要な情報

- ・ 現地で活動する職員や住民の安全に係る事態の展開等

## 第3章 各対策本部と現地調整所との連携

地方公共団体の対策本部（現地対策本部が設置されている場合には、当該現地

対策本部を含む。以下同じ。)は、収集した情報を現地調整所に伝達することとし、現地調整所は、現地の活動内容等を地方公共団体の対策本部に対して報告するものとする。この際、それぞれの伝達及び報告は迅速に行い、国民保護措置が円滑に行われるよう努めるものとする。

#### 雑則

- 1 このモデルの適用については、特別区は、市とみなす。
- 2 原子力災害並びに核物質、生物剤又は化学剤若しくはこれらを用いた大量破壊兵器による災害への対処における現地関係機関の連携については、他に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

## 現地調整所における「調整」について

- 1 本マニュアルに規定している現地調整所は、国民保護法第28条第8項に規定する地方公共団体が設置する現地対策本部のように国民保護対策本部の事務（地方公共団体の管轄区域内における国民保護措置の総合的な推進に関する事務）の一部を行う行政機関と異なり、関係機関の円滑な連携を図るために設けられる、関係機関の間における情報共有の促進等を行う場である。
- 2 各対策本部長が行う総合調整は、国民保護措置を実施する各機関の役割分担や任務に係る政策的な調整であるのに対し、現地調整所における「調整」は、現地での各機関の作業の進め方について打ち合わせをすることを意味しており、言わば即地的な調整（作業ベースの調整）である。
- 3 現地調整所においては、上記のような活動内容に関する調整のほか、国民保護措置を実施する上で必要となる情報や作業の進捗状況に関する情報の共有が行われる。こうした情報は、市町村又は都道府県の職員を通じて各対策本部にフィードバックされ、各対策本部における政策判断や各対策本部長による総合調整に資することになる。また、各対策本部で決定された事項や調整された内容については、各対策本部員を通じて関係機関に伝わるほか、現地調整所にいる市町村又は都道府県の職員を通じて、迅速に現場に到達することになる。

# 都道府県・市町村対策本部

## 都道府県・市町村現地対策本部

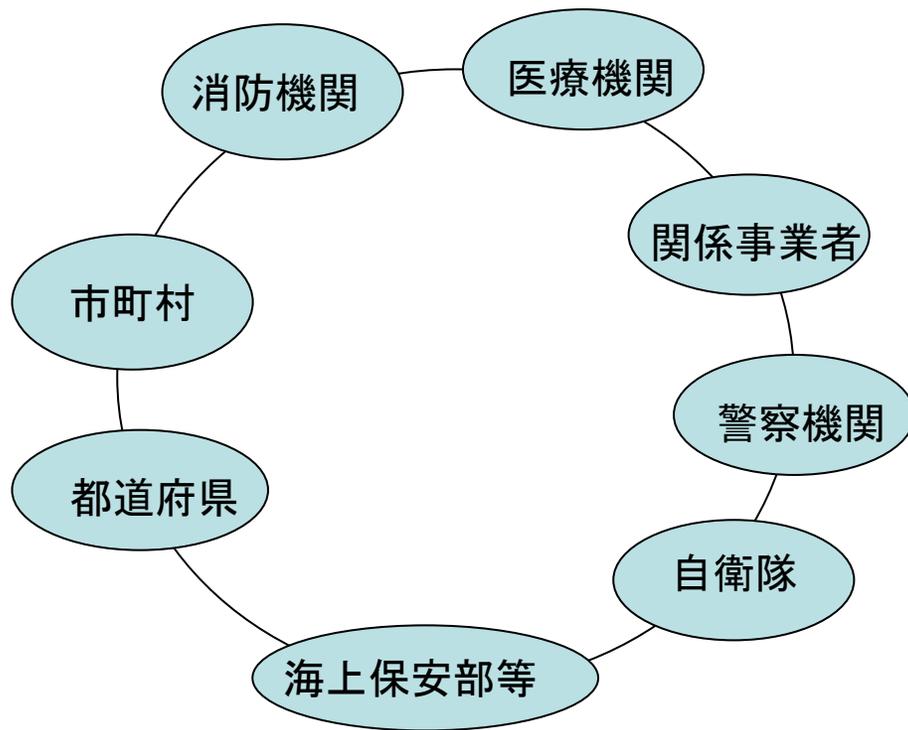
- ・国等から提供された情報の伝達
- ・現地調整所への職員派遣



- ・現地の対応状況の報告
- ・関係機関から入手した情報の報告



## 現地調整所



○各機関の機能や能力(人員、装備等)に応じて、避難誘導、消防活動、救援等が効果的に行われるよう調整する。

○現地関係機関の活動に関する情報、災害に関する情報、住民に関する情報、活動の安全を確保するために必要な情報を共有する。

## 市町村国民保護計画作成の進捗状況について

(平成19年7月1日現在)

## ●市町村国民保護計画の作成状況

調査時期	作成済み市町村	未作成市町村				合計	
		都道府県知事協議中の市町村	都道府県との事前相談	計画内容の検討に着手	計画内容の検討に未着手		
平成19年7月1日現在	1754	73	5	39	21	8	1827

※「都道府県知事協議」とは、国民保護法第35条第5項に定める、市町村国民保護計画の作成に関わる都道府県知事との協議をいう。

※「都道府県との事前相談」とは、市町村国民保護計画の素案が作成された後、都道府県知事との正式な協議前に、都道府県と市町村の間で行われる確認・調整等のための相談をいう。(全都道府県で実施)

## ●未作成市町村の計画に係る都道府県知事協議完了予定時期

調査時期	7月中	8月中	9月中	10月中	11月中	その他	計
平成19年7月1日現在	18	11	20	8	2	14	73

総務省消防庁国民保護室 調査(平成19年7月)

# 国民保護訓練について

内閣官房

平成19年7月

# 平成18年度の国民保護に係る訓練実施状況(内閣官房)

-119.3.31現在

	No.	主催機関	訓練実施場所	訓練参加機関		年月日	種別	シナリオの概要	規模	
				国の機関	地方公共団体				参加機関	人数
政府訓練	1	内閣官房	官邸危機管理センター	内閣官房、15の指定行政機関	—	18.6.8	図上	佐賀県に武装勢力が潜入する一方、埼玉県で化学剤を所持したテロリストによる立て籠もりが発生。	16機関	127
	2	内閣官房	官邸危機管理センター	内閣官房、16の指定行政機関	福岡県	18.9.14	図上	福岡市内で化学剤による爆破テロが発生し、化学剤を保有するテログループによる立て籠もりが発生。	17機関	179
国と都道府県との共同訓練	1	鳥取県内閣官房	県庁	内閣官房、消防庁	鳥取県、米子市	18.8.9	図上	国籍不明の武装グループが化学テロを行い、逃走中の武装Gpによる公共施設への立て籠もりが発生。	11機関	120
	2	北海道内閣官房	道庁、官邸等	内閣官房、消防庁	北海道、全市町村	18.8.25	実動	石油コンビナートが爆発炎上、その後、テロ攻撃を受けたことが判明し、他の地区から連続して爆発物が発見。	22機関	134
	3	茨城県内閣官房	県庁、オフサイトセンター等	内閣官房、消防庁等	茨城県、東海村、日立市	18.9.29	実動	原発が国籍不明のテログループによる攻撃を受け、施設の一部が故障したことにより放射性物質が放出。	100機関(住民)	2400(682)
	4	福岡県内閣官房	県庁、官邸	内閣官房、消防庁等	福岡県、福岡市	18.10.16	図上	政府訓練No.2の訓練と同一シナリオ。	25機関	264
	5	福井県内閣官房	県庁	内閣官房、消防庁	福井県、福井市、あわら市、坂井市	18.10.20	図上	国籍不明の武装集団が侵入、生活関連等施設などを同時爆破し、逃走中の武装集団がさらなる爆破予告。	70機関	157
	6	埼玉県内閣官房	県庁	内閣官房、消防庁	埼玉県、川口市	18.10.26	図上	国籍不明のテログループによる化学剤を用いた爆破テロが発生、周辺地域で更に化学テロを敢行する声明。	8機関	88
	7	大阪府内閣官房	府庁、官邸	内閣官房、消防庁	大阪府、大阪市	18.11.2	図上	ターミナル駅等複数箇所において爆破テロが発生、その後、未使用の爆発物が発見され、住民を地域外へ誘導。	11機関	100
	8	東京都内閣官房	都庁	内閣官房、消防庁	東京都、港区、豊島区、台東区	18.11.10	図上	変電所付近の高架線が切断され、広範囲が停電。その後、複数の地域で化学剤散布、爆発が断続的に発生。	27機関	485
	9	鳥取県内閣官房	県庁、県西部総合事務所、官邸等	内閣官房、消防庁等	鳥取県、米子市	18.11.26	実動	No.3の訓練と同一シナリオ+未使用の爆発物発見。	71機関(住民)	1400(298)
	10	愛媛県内閣官房	県庁、官邸	内閣官房、消防庁	愛媛県、伊方町	19.2.7	図上	国籍不明の武装集団による警察官の襲撃及びバスの爆破により多数の死傷者が発生し、周辺住民等へ危険が切迫。	10機関	105
	11	佐賀県内閣官房	県庁、官邸	内閣官房、消防庁	佐賀県、佐賀市、鳥栖市	19.2.8	図上	佐賀県内の複数の鉄道駅で化学剤を用いた爆破テロにより、多数の死傷者が発生。	12機関	105

# 訓練風景 1 (平成18年度鳥取県国民保護共同実動訓練)



消防における被災者の一次除染【県立武道館】



バスによる軽症者の避難所搬送【県立武道館】



一次集合場所から二次集合場所への避難【加茂地区】

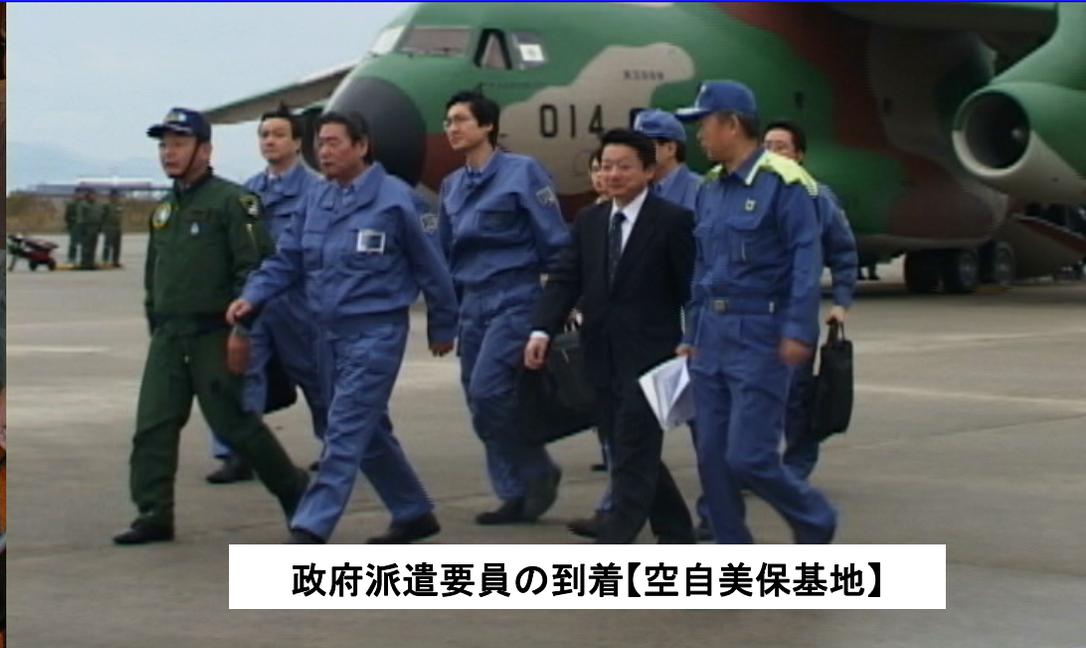


準緊急治療群患者の広域搬送【空自美保基地】

# 訓練風景2



臨時医療施設【ふれあいの里】



政府派遣要員の到着【空自美保基地】



合同対策協議会【県西部総合事務所】

# 平成19年度国民保護共同訓練の予定

訓練府県	訓練種別	シナリオの概要	時期	訓練実施時期															
				10			11			12			1			2			3
				上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
1	山口県	図上訓練	コンビナート等における爆破テロ																
2	京都府	図上訓練	鉄道駅等における爆破テロ																
3	新潟県	図上訓練	鉄道駅等における化学テロ																
4	島根県	実動訓練	原子力発電所攻撃																
5	愛媛県	実動訓練	大規模集客施設における化学テロ																
6	宮城県	図上訓練	鉄道駅等における爆破テロ																
7	千葉県	実動訓練	鉄道駅等における爆破テロ																
8	兵庫県	図上訓練	検討中																
9	茨城県	実動訓練	鉄道駅における化学テロ																
10	長野県	図上訓練	鉄道駅等における化学テロ																
11	和歌山県	図上訓練	観光地における爆破テロ																
12	広島県	図上訓練	大規模集客施設におけるテロ																
13	鹿児島県	図上訓練	離島への武装集団侵入																
14	熊本県	図上訓練	検討中																
15	静岡県	実動訓練	港湾における化学テロ																
16	愛知県	図上訓練	大規模集客施設における爆破テロ																
17	岐阜県	図上訓練	鉄道駅周辺における化学テロ																

※ セミナー(訓練事後セミナー)については、表示期間中の半日程度で実施予定

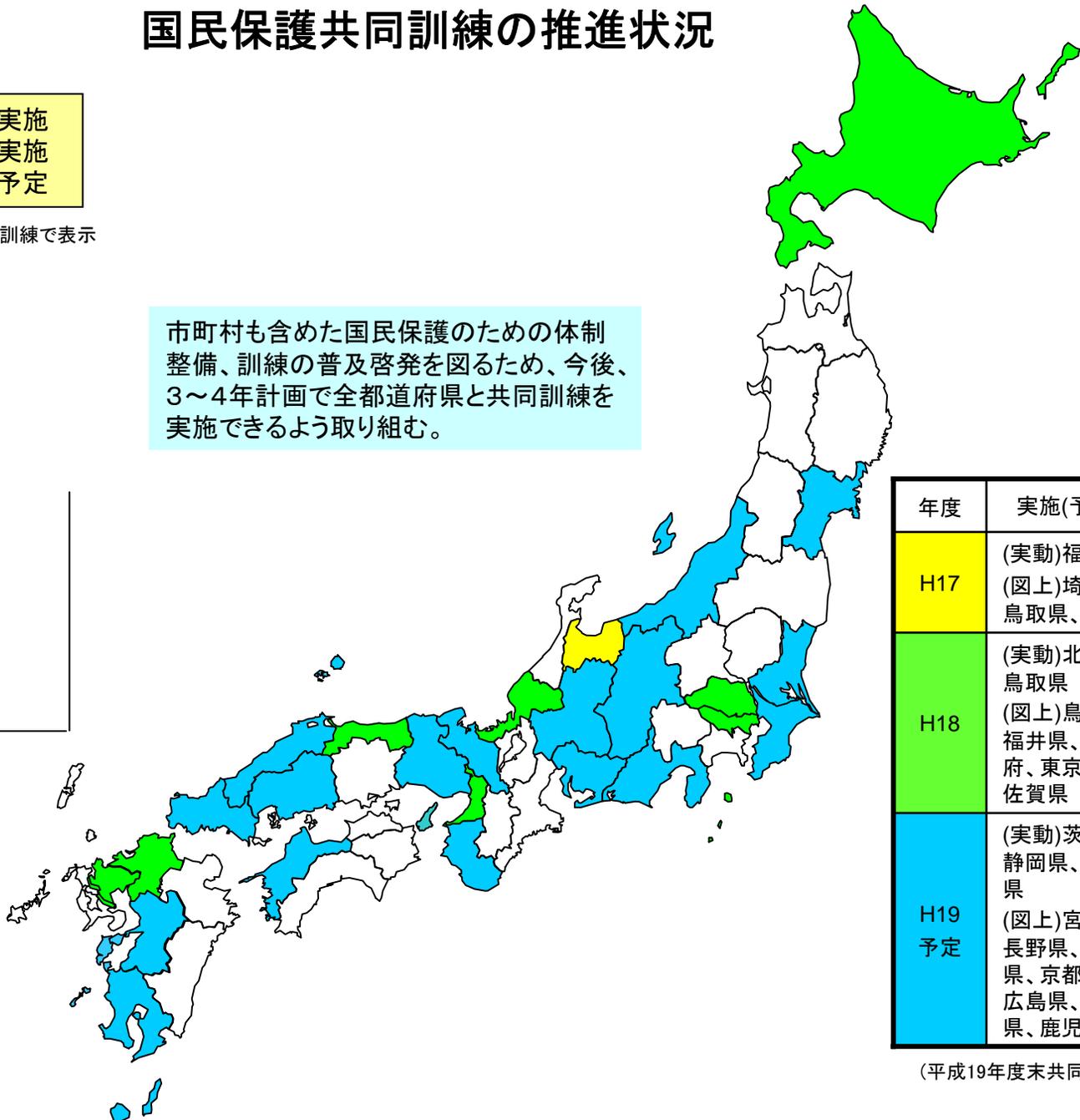
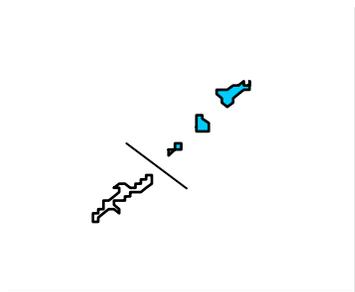
# 国民保護共同訓練の推進状況

※ 凡例

- 黄 :h17共同訓練実施
- 緑 :h18共同訓練実施
- 青 :h19共同訓練予定

※重複は、最新の共同訓練で表示

市町村も含めた国民保護のための体制整備、訓練の普及啓発を図るため、今後、3～4年計画で全都道府県と共同訓練を実施できるよう取り組む。



年度	実施(予定)都道府県	数
H17	(実動)福井県 (図上)埼玉県、富山県、鳥取県、佐賀県	5 県
H18	(実動)北海道、茨城県、鳥取県 (図上)鳥取県、福岡県、福井県、埼玉県、大阪府、東京都、愛媛県、佐賀県	10 都道府県・11 回
H19 予定	(実動)茨城県、千葉県、静岡県、島根県、愛媛県 (図上)宮城県、新潟県、長野県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、広島県、山口県、熊本県、鹿児島県	17 府県

(平成19年度末共同訓練未実施県 21県)

# 「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」の開催について

## 1 背景

平成16年新潟県中越地震や平成19年能登半島地震等の自然災害、平成17年JR福知山線脱線等のインフラ事故、平成15年SARS患者来日等の感染症、平成13年米国同時多発テロや平成18年北朝鮮ミサイル発射等の国民保護関連事案など、今日の地方公共団体は多種多様な危機に直面している。今後、新型インフルエンザのような新たな重大危機の発生も懸念されることに鑑みると、各地方公共団体において幅広い分野での確な危機管理を行うことが求められており、総合的な危機管理体制をより一層充実・強化することが喫緊の課題。

## 2 検討会の目的

上記1のような地方公共団体を取り巻く多種多様な危機に対応するため、地方公共団体の危機管理組織のあり方や危機管理事案への対応のあり方、危機管理分野における人材育成のあり方等、地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備について、具体的かつ専門的に調査・検討を行う。

検討結果は、報告書「危機管理指針充実のための視点」及び「危機管理指針参考モデル」(ともに仮称)としてまとめ、地方公共団体に助言を行うこと等により、地方公共団体、特に都道府県における総合的な危機管理体制の充実・強化を図る。

## 3 検討会の構成等

- 座長: 中邨 章 明治大学副学長
- その他委員: 学識経験者4名(防災・危機管理・行政学等)、府県危機管理担当幹部3名、消防庁職員3名
- 平成18年9月以降、7回開催(委員任期:平成20年3月まで)

# 平成18年度における検討の概要及びスケジュール

- 平成18年度は、地方公共団体における総合的な危機管理体制の充実・強化のための取組状況等について、調査・分析を行った。
- 今年度は、18年度の検討を踏まえ、地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備方策について検討を行う。

## 【平成18年度中間報告書の概要】

- 危機管理事案への対応の実態の調査・分析（中間報告書p.7～）
  - ・高病原性鳥インフルエンザ発生事案、SARS患者来日事案（京都府）
  - ・JR福知山線脱線事故（兵庫県）
  - ・シティハイツ竹芝エレベータ事故（港区）
  - ・新潟県中越地震、新潟県豪雨災害（新潟県）
- 「地方公共団体における総合的な危機管理体制についての調査」結果（前回懇談会で報告）  
（中間報告書p.23～）  
全国都道府県、指定都市、県庁所在市、東京都特別区（119団体）に対するアンケート
- 先行的取組団体の取組の概要（中間報告書p.52～）  
埼玉県、佐賀県、京都市、秋田県
- 今後の議論・検討の方向性（中間報告書p.60～）

# 危機管理事案への対応の実態の調査・分析①

(中間報告書p.7~)

## ○ 危機管理組織

(京都府／鳥インフルエンザ)

- ・ 担当部局は直接的な対応に追われ、全庁を調整することが困難。連絡調整を行った部局も日常業務の維持が困難になった。

(新潟県／中越地震)

- ・ 本部連絡指令室の班長に負担が集中し、上層部への情報提供が滞った。
- ・ 長期の職員シフトが確立しておらず、要員の逐次投入と交代要員の不備により混乱を来した。

## ○ 事案への対応

(京都府／鳥インフルエンザ)

- ・ 未知の事案に当たり自衛隊等国との派遣調整に苦慮した。

(兵庫県／JR福知山線事故)

- ・ 尼崎市、神戸市、大阪市の各消防本部、警察、JR、国交省、消防庁で現地連絡本部を立ち上げ、延べ9回調整会議が開かれた。
- ・ 大規模事故のように原因者(責任者)が存在する場合、県・市町村の立場が必ずしも明らかでなく、情報収集ルートが明確でない場合や、機能しない場合がある。
- ・ 近隣市町村との情報共有(沿線市町に対する通勤・通学者の安否情報の提供等)が必要であった。
- ・ 安否情報の収集・提供について定まった考え方がなく現場が混乱した。

(港区／エレベータ事故)

- ・ 24時間対応体制を定めていたが、区の防災警戒待機室に連絡が入らない等、緊急連絡体制が機能しなかった。
- ・ 報道対応に追われ、住民対応で後手に回った。

(新潟県／中越地震)

- ・ 情報伝達手段が失われた地域が多く、初期の情報把握が困難を極めた。

# 危機管理事案への対応の実態の調査・分析②

(中間報告書p.7～)

## ○ 平素からの取組

(京都府／鳥インフルエンザ)

- ・ 緊急時の特殊な資材の調達ルート確保が必要。

(新潟県／中越地震)

- ・ ほぼ全ての課で1時間以内に参集したが、専用の災对本部室がなく、職員が参集してから機器を設置して実際に活動を開始するまでに時間を要した。
- ・ 現場が一番重要であり、各市町村の防災対応力を強化するとともに、不足を補うための県との連携強化が必要。

## ○ 人材育成

(京都府／鳥インフルエンザ)

- ・ 職員に専門的知見がなく、5日目に大学教授らからなる専門家会議を設置した。
- ・ 今回は他県の事例を踏まえ、職員に危機意識があり速やかに対応を行ったが、全職員が常日頃から危機意識を持つことが重要。

(新潟県／中越地震)

- ・ 自然災害については、新潟県が続けて経験したことから職員の意識は非常に高いが、その他の危機管理事案についてはばらつきが大きい。

# 「地方公共団体における総合的な危機管理体制についての調査」結果

## 【危機管理担当幹部・部署】

(中間報告書p.23～)

### ○ 危機管理専門幹部の配置状況

- ・ 都道府県においては、90%近い団体において危機管理専門幹部を配置。

### ○ 危機管理担当部署の所掌する事案

- ・ 国民保護事案、自然災害、大規模事故については、危機管理担当部署が事案発生から収束時に至るまで一義的に所掌することとしている団体が大半。
- ・ ほとんどの事案において、初期対応は事業担当部署が行うとしても、その後必要に応じて危機管理担当部署が対応に関与する団体が過半数。

## 【地方公共団体が認識する要改善点】

### ○ 危機管理組織について改善の余地があると認識されている内容

- ・ 「所管部署が不明の場合の初動体制」や、「危機管理部署と事業部署の役割の明確化」等、団体内部での役割分担に問題意識を有する団体が多数。

### ○ 実際の危機管理事案に際して課題が残ったと認識されている内容

- ・ 多くの団体において、「情報」の提供・収集・共有等に課題ありと認識。
- ・ 市レベルでは「臨時的な対応組織の立ち上げ」に、県レベルでは、「首長・幹部への第一報の連絡」について課題ありと感じている団体が比較的多数。

## 【体制整備に向けた取組】

### ○ 人材育成・研修の状況

- ・ ほとんどの団体で危機管理担当部署の職員に対する研修を実施。一部団体は、「国や他団体など外部機関への職員の研修派遣」等も実施。

### ○ 基本指針の策定状況

- ・ 都道府県の約8割、市の約5割、特別区の約6割が基本指針を策定。
- ・ 平成11年度までは策定団体はなかったが、ここ8年ほどの間で、急速に整備が進捗。

※基本指針…危機管理事案に的確に対応するために、特定の事案に限定せず、危機管理事案全般に対して統一的な組織のあり方や、全庁的な対応方針等を示すもの。

# 先行的取組を行っていると考えられる団体の例

## ○埼玉県

(中間報告書p.52~)

- ・危機管理防災部長は、危機発生時等には一定の事務について他の部局長を指揮監督。
- ・危機管理担当経験のある異動者や退職者を「危機管理・防災予備員」として登録。
- ・昭和41年以来大災害がない埼玉県の職員意識改革の一環として、全ての職員が「危機管理能力強化研修」を受講。また、県と市町村の危機管理担当者に実践面を重視した研修を合同で実施。

## ○佐賀県

- ・危機管理部門と広報部門を一元化し、「危機管理・報道監」(部長級)、「危機管理・広報課」を設置。
- ・職員覚知から知事への伝達は、15分以内を目標とする。
- ・管理職員に対するメディアトレーニング(2日間・模擬記者会見を含む)を実施する他、一般職員対象の危機管理講座や、各階層の研修で危機管理の研修を実施。

## ○京都市

- ・危機発生時「オール京都市体制」を敷くため、副市長が危機管理監として庁内を統括、指揮。
- ・防災危機管理室を消防局に設置し、所管不明の小さな事案でも把握し、漏れなく対応。
- ・人事交流(係長・課長級)や市長－知事間のホットライン等、日常から京都府と密接に連携。
- ・近畿4政令市(京都、大阪、神戸、堺)間で多様な情報交換を実施。

## ○秋田県

- ・若手職員を、民間企業派遣を含む3年間の研修プログラムに配属し、県庁内はもとより、市町村、防災関係機関との連携をとりながら、危機管理に関する専門的知識や行動力を有する「危機管理専門員」を養成。

# 今後の議論・検討の方向性

(中間報告書p.60～)

- 平成18年度における検討の結果、多くの地方公共団体においては、危機が発生した際の団体内部での役割分担や情報の取扱い等について、依然として多くの改善すべき点を抱えているという現状が明らかになった。
- これらを踏まえ、平成19年度に検討を行うこととされた項目は以下のとおり。

## ①危機管理組織のあり方

- ・危機管理担当部署(平素の組織、臨時的組織)の権限、所掌事務等
- ・危機管理専門幹部の権限、所掌事務
- ・臨時的に設置される対策本部長等の意思決定・判断のメカニズム

## ②危機管理事案への対応のあり方

- ・初動体制の確保
- ・情報に関する事項
- ・国、他の地方公共団体、消防、警察、自衛隊等、関係機関との連携

## ③危機管理事案に対応するため平素から取り組むべき事項

- ・危機管理に係る基本指針の内容等
- ・ハード面の整備(ex. 危機管理センター等)

## ④危機管理分野における人材育成のあり方

- ・人材育成、職員配置の方策等
- ・外部の人材の活用方策

※危機管理の具体的な内容は団体の規模等により大きく異なることから、平成19年度は、まず都道府県の体制整備を主として検討することとする。

# 「最終報告書」と「危機管理指針充実のための視点(仮称)」及び「危機管理指針参考モデル(仮称)」の関係について(イメージ)

※1 危機管理事案に的確に対応するために、特定の事案に限定せず、危機管理事案全般に対して統一的な組織のあり方や全庁的な対応方針を示すもの。

◎平成18年10月1日現在、47都道府県のうち38団体で整備済み

都道府県において策定されている「危機管理指針(※1)」の記載項目等の検証

◆「危機管理指針参考モデル(仮称)」骨子(案)の作成・提示

## ◆検討会における議論◆

- I. 危機管理事案に的確に対応するために地方公共団体が有すべき機能
- II. 総合的な危機管理体制の整備方策
  - ①危機管理組織のあり方
  - ②危機管理事案への対応のあり方
  - ③危機管理事案に対応するため平素から取り組むべき事項
  - ④危機管理分野における人材育成のあり方

検討会で議論した結果を内容に盛り込む(※2)

都道府県において策定されている「危機管理指針」中、先行的・特徴的な記述(取組)内容等の分析

反映

## ◆最終報告書◆

(※3)

◎作成主体：検討会

「危機管理指針充実のための視点(仮称)」及び「危機管理指針参考モデル(仮称)」の策定

◎作成主体：消防庁

相互に整合性を確保

※3 「最終報告書」は、「危機管理指針」の内容にとらわれることなく、検討会において議論・検討した内容及びその結果について、網羅的かつ具体的に記述し、取りまとめるもの

※2 「危機管理指針充実のための視点(仮称)」は、現在地方公共団体で策定されている「危機管理指針」の質をより高めるために参考とすべき視点を示すものであり、「危機管理指針参考モデル(仮称)」は、消防庁がこれらの視点を踏まえた「危機管理指針」の一つの参考モデルを示すもの(検討会で検討した内容が全て盛り込まれるものではない)

地方公共団体へ還元

地方公共団体へ還元

## 避難施設についての調査・研究

## ○ 実施する必要性

- ・ 様々な態様が想定される武力攻撃災害に的確に対処し、人の生命及び身体を保護するためには、適切な避難を実施することが必要であることから、避難のあり方についての調査及び研究を行い、避難施設の整備等を推進する。

## ■ 国民保護法第150条(避難施設に関する調査及び研究)

政府は、武力攻撃災害から人の生命及び身体を保護するために必要な機能を備えた避難施設に関する調査及び研究を行うとともに、その整備の促進に努めなければならない。

## ○ 実施する内容

- 現在指定されている避難施設について調査
- 避難施設の機能を検討し、武力攻撃の類型ごとに必要とされる機能を検討
  - 〈 具体的な研究内容 〉
    - ・爆風による被害を防ぐために避難施設に必要な構造及び機能
    - ・生物剤や化学剤等の特殊な物質によって生じる被害を防ぐために避難施設に必要な機能等
- 避難に際しての留意事項について事例等の検証
- 武力攻撃災害から国民の安全を確保し、適切な避難を実施するため、避難施設の指定・整備を実施する際に、地方公共団体に助言

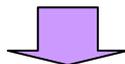
## ■ 国民保護法施行令第35条(政令で定める避難施設の基準)

法第148条第1項の政令で定める基準は次のとおりとする。

- 一 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。
- 二 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。
- 三 速やかに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 四 火災その他の災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 五 車両その他の運搬手段による影響が比較的容易な場所にあるものであること。

# 検討を行う避難施設の範囲について

安全な地域に避難(事態発生地域から離れる。)



安全な地域に避難するいとまがない場合、状況に応じ近隣の屋内施設へ避難

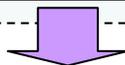
## 今回検討する避難施設

屋内避難

自宅

国民保護法施行令であげられている避難施設

学校 公民館 地下街 その他の公共施設 その他の公益的施設 公園・広場 駐車場



## 検討する内容

現状の調査(指定されている避難施設について調査)

避難施設に必要とされる機能

避難に際しての工夫

## 基本指針 着上陸侵攻

### 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。



### 避難施設

安全な地域への事前避難が可能である。  
長期生活が予測され、機能として住居の機能が求められることから、今回の検討会では、検討項目からは除く。

## 基本指針 ゲリラ・特殊部隊の攻撃

### 留意点

武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させるなど適切な対応を行う。

### 基本指針内の避難に当たって配慮すべきもの

原子力災害が発生した場合にはコンクリート屋内への屋内避難。事態の推移によって他の地域へ避難しなければ相当な被爆を避け得ない場合などには、当該避難を指示するものとする。

住民に危害が及ぶおそれがある地域については屋内への一時避難を指示し、移動の安全が確認されたら適切な対応を行う。



### 避難施設

事態発生当初は、屋内避難を行い、施錠等を行い、事態の推移によっては、より安全な地域に避難する。

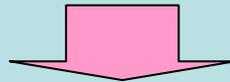
## 基本指針 弾道ミサイル

### 留意点

発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

### 基本指針内の避難に当たって配慮すべきもの

屋内避難を指示するものとし、弾道ミサイル着弾後に、被害状況を迅速に把握した上で、弾道の種類に応じ避難。できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎などの地下施設に避難。その後、事態の推移によって他の安全な地域への避難。



### 避難施設

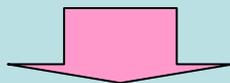
事態発生当初は、屋内避難（近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎などの地下施設）を行い、事態の推移によっては、より安全な地域に避難する。

## 基本指針 航空攻撃

### 留意点

攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難などの避難措置を広範囲に指示する必要がある。

### 基本指針内の避難に当たって配慮すべきもの 屋内への避難



### 避難施設

事態発生当初は、屋内避難を行い、事態の推移によっては、より安全な地域に避難する。

## 基本指針 核兵器等

### 留意点

放射性降下物などからの外部被爆の防護と、内部被爆の防護

### 基本指針内の避難に当たって配慮すべきもの

爆心地から直ちに離れ、地下施設などに避難。

放射性降下物からの放射線の影響をうけるおそれのある地域は影響のない安全な地域へ避難。



### 避難施設

地下施設などに避難する。直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線の影響をうけるおそれのある地域は影響のない安全な地域へ避難するよう指示する。

## 基本指針 生物兵器化学兵器

### 留意点

安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については可能な限り除染、原因物質の特性に応じた救急医療を行う。

### 基本指針内の避難に当たって配慮すべきもの

攻撃が行われた場所、おそれのある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋、感染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示する。化学剤は一般的に空気より重いため、関係機関は、可能な限り高所に避難させるものとする。



### 避難施設

外気からの密閉性の高い屋内の部屋、感染のおそれのない安全な地域に避難する。